

大洲市新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金のお知らせ



令和4年7月26日現在

大洲市は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」（以下「雇用調整助成金等」という。）の支給決定を受けた事業主（教育訓練・出向によるものは対象外。）に対し、上乘せ助成を行います。

1 支給対象者

対象者 ● ※いずれにも該当すること

- (1) 市内に主たる事業所又は店舗を有する法人又は個人であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、「雇用調整助成金等」の支給決定を愛媛労働局長から受けた事業主であること。（**教育訓練・出向によるものは対象外。**）
- (3) 今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (4) 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- (5) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 支給決定を受けた雇用調整助成金等の支給率が**5分の4**又は**10分の9**であること。

2 支給額

国助成率	市助成金の額
4/5	国支給決定額の1/8
9/10	国支給決定額の1/18

3 支給申請

申請書類	① 大洲市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金支給申請書（様式第1号）
	② 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
	③ 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
	④ ほか市長が必要と認める書類
申請期限	⑤ 令和5年3月10日（必着）

※申請書類①は、大洲市ホームページからダウンロードできます。
（大洲市 HP から「雇用維持助成金」で検索。）

※②支給決定通知は、**令和4年4月1日～令和5年2月28日**のものに限ります。
※今年度より手続の負担軽減のため、支給決定に必要な事項の調査に同意いただくことで、**市税納税証明書の添付は不要**になりました。



4 提出先、問い合わせ

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
大洲市役所 商工産業課 0893-24-1722